

新型コロナウイルス感染症への 経団連の対応と政府への期待

2020年11月5日

一般社団法人日本経済団体連合会

1. 経団連におけるこれまでの対応

- 医療物資・機器の供給確保に向け、緊急増産への協力を広く呼びかけ。
- 企業が保有する高機能マスクや医療用ガウン代替品等の提供を呼びかけ。

医療物資の提供呼びかけの結果

① 高機能マスク (N95/DS2規格)

提供申し出数

累計 **1,286,572** 枚
(企業数 : 176社)



② 医療用ガウン代替品 (防塵服、防護服等) 等防護具

提供申し出数

累計 **92,180** 点
(企業数 : 73社)

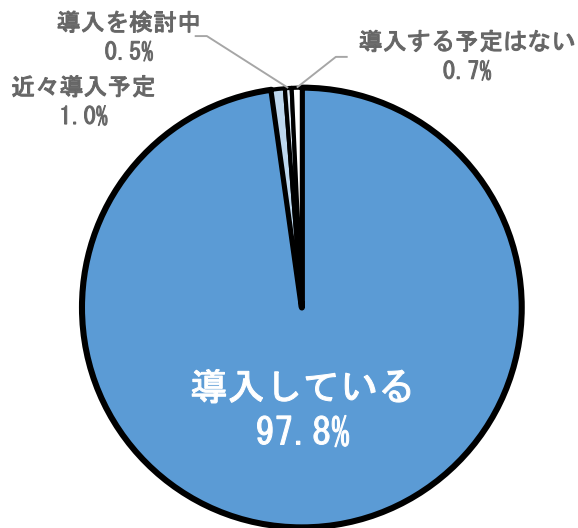


- 人と人との接触削減やゴールデンウィーク中の外出自粛をはじめ、緊急事態宣言等に対応した感染防止策の徹底を呼びかけ。
- アンケートによれば、緊急事態宣言の対象が全国に拡大される前の段階で、会員の約98%がテレワーク・在宅勤務を導入済み。

各社の対応に関する フォローアップ調査の結果

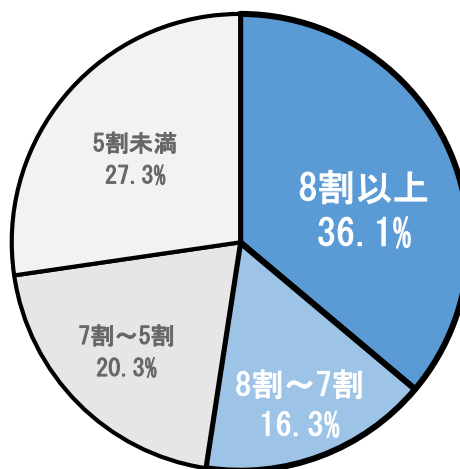
- 調査期間 2020年4月14日(火)～4月17日(金)
- 有効回答社数 406社 (送付社数 1,470社、回答率27.6%)

1. テレワーク・在宅勤務の導入状況



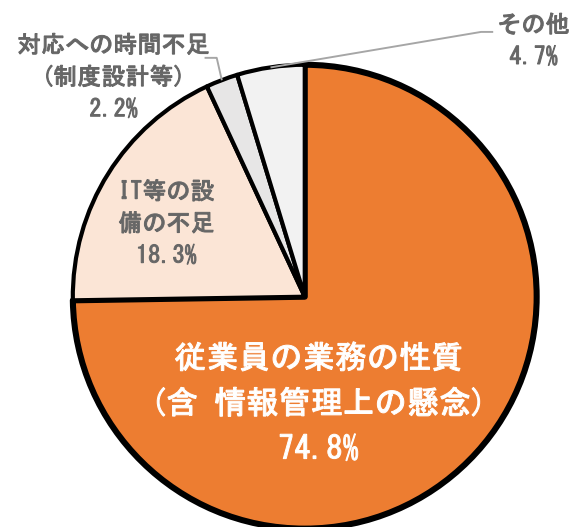
(有効回答社数：406社)

2. テレワーク・在宅勤務者の割合



※金融、電力、医薬、公共工事、石油化学、生活用品、百貨店、生活必需サービス等業界を除き集計
(有効回答社数 227社)

3. テレワーク・在宅勤務の
導入・拡充における障害

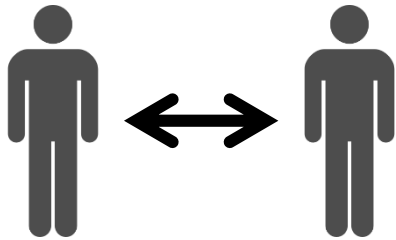


(有効回答社数 404社)

- 政府の「基本的対処方針」は、「専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」旨を規定。
- 経団連としては、政府・有識者と連携しつつ、オフィスや製造事業場において業種横断的に参照すべき事項に関し、ガイドラインを策定。5/14に公表。

経団連ガイドラインに記載された講じるべき具体的施策（例）

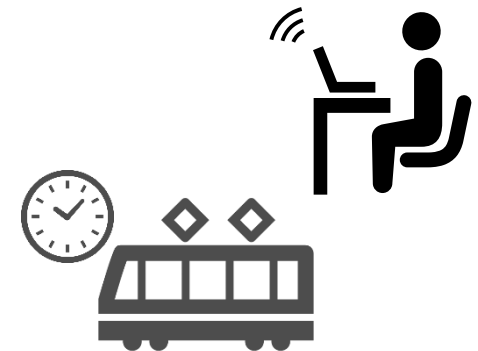
対人距離の確保



共有設備の頻繁な
消毒・洗浄



テレワーク・時差出勤等
通勤混雑の緩和

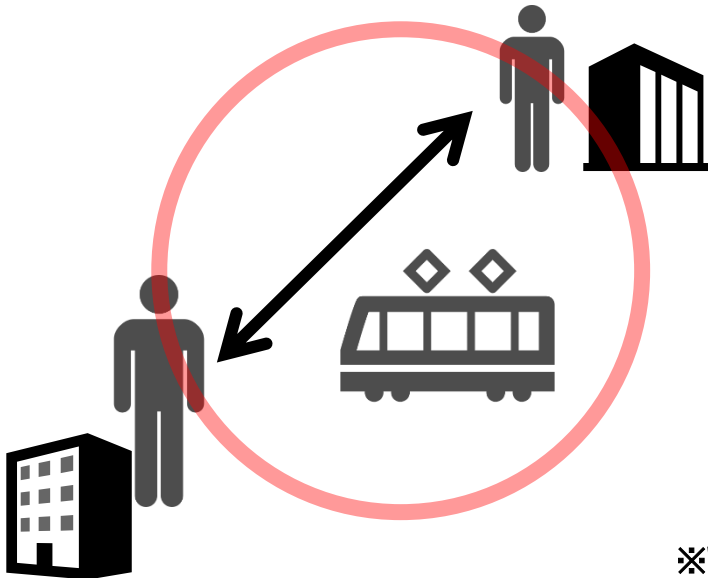


2. 政府への期待

- ガイドラインに基づく自主的取組みは一定の成果。今後も継続する必要。
- エビデンスの蓄積等を踏まえ、効果的な感染防止策を講じつつ、より円滑な事業活動を行えるよう、経団連ガイドラインの改訂を検討。
 - 出張、対面の社外会議、イベント等への参加に係る対応を緩和
 - 事業所内の衛生管理・清掃に係る事項の見直し
(ハンドドライヤーの使用禁止の緩和 など)
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) 利用の呼びかけを追記 など

経団連ガイドラインにおいて検討中の改定内容 (例)

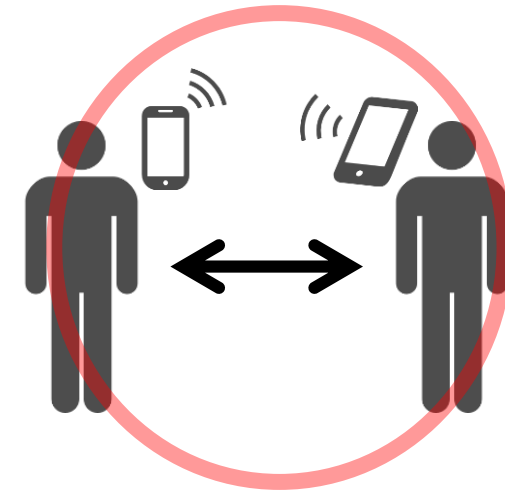
出張・対面会議等へ参加しやすく



ハンドドライヤーの利用を



COCOAの利用を



※WHOでは、手を洗った後に、ペーパータオルか、ハンドドライヤーを使って手を乾燥させることを推奨。

■ グローバルな経済活動の再開に向け、国同士の連携を図りながら、出入国管理の緩和を行っていくことが重要。

- 感染が落ち着いた国から、陰性証明書を活用し段階的な制限緩和をすべき。
- 検査体制の充実を図り、手続きの効率化、証明のデジタル化等を行うべき。
- 世界共通の出入国基盤の整備を目指す「コモンパス」プロジェクトを積極的に主導すべき。



〈経済界の声〉

経済活性化に向け人の往来再開を願っている。お互いの国の疫学的データに信頼がおけるようルールを整備することが必要。



A社

駐在員、在留外国人、インターナショナルスクール教員など、様々な方が往来再開を望んでいる。渡航の枠組みを国際社会の共通ルールとして整備すべき。

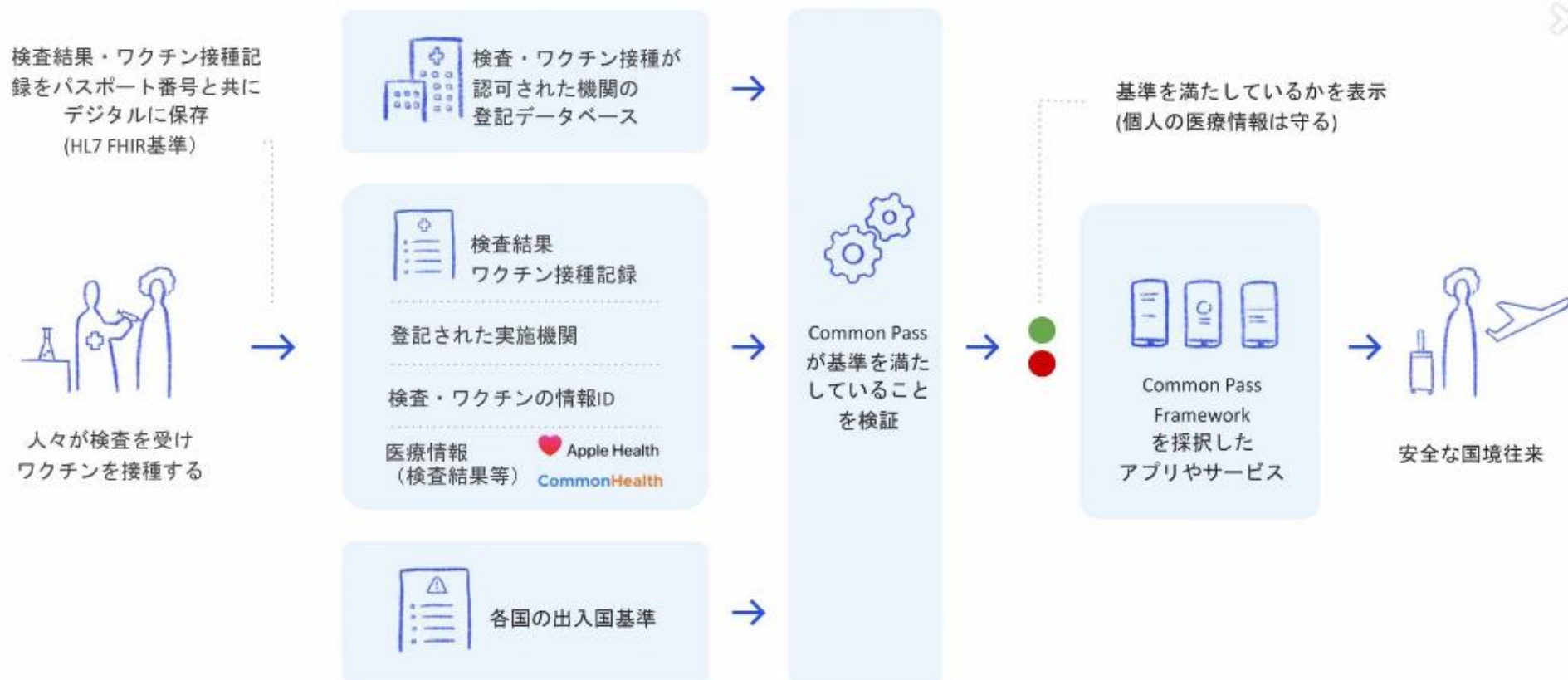


B社

※各国の措置は国により異なる

(参考) コモンパスプロジェクトについて

- 世界経済フォーラム（WEF）を中心に、検査結果・ワクチン接種状況を連携するコモンパスプロジェクトが検討中。ニューヨークとロンドンの空港間では実証実験を実施。



2020年11月4日

一般社団法人 日本経済団体連合会

コロナ禍による経済低迷が続く中、雇用調整助成金（以下、雇調金）の支給実績は、10月末時点の累計で、167万件、2兆円を超えた。9月の完全失業率が3.0%と、リーマンショック時（2009年5.5%）と比べて低水準であることに鑑みると、失業予防対策として有効に機能してきたと言える。

雇調金新型コロナウイルス感染症特例措置（以下、特例措置）は12月末までとされているが、感染症収束の道筋は未だついておらず、経済の先行きは不透明で、今後の雇用情勢は予断を許さない。依然として、企業のニーズが強いことから、雇用情勢を慎重に見極めながら、本則への段階的な移行を見据えつつも、特例措置の延長をお願いしたい。¹

一方、雇調金が想定以上に活用され、雇用保険二事業に係る雇用安定資金財源の枯渇化は必至である。今回の国難とも言うべき経済危機は全国規模の感染症拡大によるものであり、必要となる失業予防対策は、事業主連帯との考え方の下、雇用主の雇用保険料で賄う雇用調整助成金の域を超えている²。特例措置の延長に際しては、失業の急増など社会不安の増幅を回避し、国民生活を守る観点から、雇調金全体に要する費用として、一般財源を思い切って投入すべきである。また、雇用維持の観点から、経済が回復しない段階での雇用保険料率の引き上げを避けるべきである。

全国レベルの感染症拡大や大規模自然災害等における失業予防対策については、全額事業主負担の雇調金を基本とした現行の仕組みでは限界がある。今後、今回の雇調金の効果等を検証し、一般財源等を思い切って投入した新たな仕組みを検討すべきである。

1 コロナ禍の長期化を受け、「クーリング期間の撤廃継続」や「生産指標要件の緩和（2年前の業績との比較等）」の確保に加え、適切な助成率・一人当たり上限額の継続、出向や教育訓練に対する支援の充実等が求められる。

2 コロナ禍の下での約2兆円の雇調金支給額のうち、約1.5兆円が事業主負担で賄われている。そもそも雇調金の活用は「景気の変動などの経済上の理由」を想定したもの。